

## 株式会社タクミフードサービス行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月 1日～平成32年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

●平成27年10月～ 制度に関する研修等を実施し、社員へ周知

目標2：育児休業期間中の代替要員を確保、配置し、他の社員への負担を軽減する。

<対策>

●平成28年 4月～ 制度に関する研修等を実施し、社員へ周知

目標3：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

●平成29年 4月～ 社内での検討開始

●平成29年10月～ 制度導入・説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標4：平成31年4月までに、子の看護休暇を時間単位で取得できる制度を導入する。

<対策>

●平成29年10月～ 社内での検討開始

●平成31年 4月～ 制度の導入、説明会などによる社員への周知

目標5：平成32年1月までに、希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度を導入する。

<対策>

●平成31年 4月～ 社内での検討開始

●平成32年 1月～ 制度の導入、説明会などによる社員への周知

目標6：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 平成31年 4月～ 社内での検討開始
- 平成32年 1月～ 制度の導入、説明会などによる社員への周知